

学校給食における 食物アレルギー対応の手引き



令和7年11月改訂
佐野市教育委員会

目 次

	ページ
I 作成にあたって	1
1 目的	1
2 背景	1
II 食物アレルギーの定義について	2
1 アレルギーとは	2
(1) 食物アレルギーとは	2
(2) 食物アレルギーのメカニズム	2
(3) 食物アレルギーの症状とアナフィラキシー	2
(4) 食物アレルギーの原因食物	3
(5) 新しいタイプのアレルギー	4
2 食物アレルギーの診断	4
3 食物アレルギーの予防と治療	4
(1) 食事療法	4
(2) 薬物療法	5
(3) アナフィラキシーショックの治療	5
<即時型アレルギー症状とその対応>	6
(4) 心理面へのケア	6
III 学校生活における管理と指導	7
1 情報の把握	7
(1) 保護者との面談	7
(2) 医師からの情報	7
(3) その他	7
2 学校における管理	8
(1) 食物アレルギー個人記録調査票の作成と管理	8
(2) 医療機関との連携	8
3 食物アレルギー対応における関係機関の役割	9
(1) 教職員の役割	9
(2) 給食センター職員の役割	10
(3) 教育委員会の役割	10
4 緊急時の対応	11
(1) 緊急時の備え	11
(2) 迅速かつ慎重な初期対応	12
5 児童生徒への対応	13
(1) 対象児童生徒への個別指導	13
(2) 周りへの児童生徒への指導	13
IV 学校給食における食物アレルギーの対応	14
1 基本方針	

樣式集

- 様式 1－1 食物アレルギー調査票（就学前児用）
 - 様式 1－2 食物アレルギー調査票（新規・継続用）
 - 様式 2 面談記録票
 - 様式 3 食物アレルギー個人記録調査票
 - 様式 4 食物アレルギー対応食同意書
 - 様式 5 食物アレルギー献立対応予定表
 - 様式 6 食物アレルギー対応食承諾書
 - 様式 7 食物アレルギーによる緊急時の対応
 - 様式 8 食物アレルギー対応食解除届
 - 様式 9 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」における食物アレルギーの記載について
 - 様式 10 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書
 - 様式 11 自校以外の学校への食物アレルギー情報の提供について

參考資料

- 参考資料 1 就学時健康診断保健調査票
 - 参考資料 2 アレルギー疾患調査票
 - 参考資料 3 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
 - 参考資料 4 「エピペン®」について、「エピペン®」の使い方

I 作成にあたって

1 目的

食物アレルギー症状を有する児童生徒に対し、症状に応じた学校給食の提供を行うため、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を策定し、教育委員会、学校、家庭、関係機関が一体となって、対象児童生徒が心身ともに健康な学校生活を営めるようにします。

2 背景

平成13年4月に厚生労働省より指定されたアレルギー物質を含む食品については、特定のアレルギー体質を持つ方の健康危害の発生を防止する観点から「アレルギーの原因となる食品」の表示が義務付けられているなど、社会全体においても食物アレルギーに対する関心が高まっています。

また、平成19年3月に文部科学省より「食に関する指導の手引」が出され、その中で、『食物アレルギーをもつ児童生徒も増加する傾向にあり、家庭はもとより学校においても対応が求められています。児童生徒への集団指導を進めるだけでなく、食に関する健康課題を有する児童生徒の個別の事情に応じた対応や相談指導を行うことが、児童生徒の健康保持・増進のためには大切です。』と示され、学校給食における食物アレルギー対応と個人指導の必要性が求められ、栃木県においても食物アレルギー対応食を提供している市町が増えてきている状況です。

II 食物アレルギーの定義について

1 アレルギーとは

私たちの体には、体にとって異物であるウイルスや細菌（抗原）が体の内に入り込むと、それに対する物質（抗体）を作り、体から追い出すシステムがあります。これを抗原抗体反応または免疫反応といいます。ところが、体を守るはずのこの免疫の働きが過敏すぎると、自分自身を攻撃したり、害の無いものに対しても体から追い出そうとしたりして、体にいろいろな症状を引き起こすことがあります。このような反応を「アレルギー反応」といいます。

（1）食物アレルギーとは

食物アレルギーとは、原因となる食物を摂取した後に、アレルギーのしくみによって体に不利益な症状が引き起こされる現象をいいます。皮膚・粘膜症状、消化器症状、呼吸器症状やアナフィラキシーなどの全身症状が起こります。

食品に含まれる毒素による反応（食中毒）や、体質的に乳糖を分解できずに下痢を起こす病気（乳糖不耐症）などは食物アレルギーとはいいません。

（2）食物アレルギーのメカニズム

食物アレルギーは、「アレルゲン」（アレルギー反応を引き起こす物質＝抗原）を食べることにより、体の中でIgE抗体が作られ引き起こされる体の反応です。

多くの食物アレルギーは、食べ物に含まれるたんぱく質などが、消化管から吸収され、血液を介して皮膚、気管支粘膜、結膜などに到達して起こります。

（3）食物アレルギーの症状とアナフィラキシー

＜食物アレルギーにより引き起こされる症状＞

①皮膚粘膜症状	皮膚症状	かゆみ、じんましん、皮膚が赤くなる、むくみ 赤い斑点ができる、湿疹
	粘膜症状	眼粘膜充血、目のかゆみ 涙が流れ出る、まぶたがむくむ
②消化器症状		気分が悪くむかむかした感じ、おへそを中心にしておなかが痛くなる
		嘔吐・下痢、慢性の下痢による体重増加不良
③上気道症状 (口、鼻、のどなど)		口腔粘膜や咽頭のかゆみ、イガイガしたいつもと違う感じ、 腫脹（はれる）、のどやのどの奥の方のむくみ、くしゃみ、鼻水、鼻づまり
④下気道症状 (気管支から奥)		咳、喘鳴（ゼーゼーして息が苦しくなる）
		呼吸困難
⑤全身症状	(アナフィラキシ ー症状)	脈が早くなる、血圧低下、 ぐったりする、意識障害など

参考「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」（財）日本学校保健会（2005）

* 食物アレルギーで見られる症状の頻度は、①皮膚粘膜症状 ②消化器症状 ③上気道症状

④下気道症状 ⑤全身症状の順であると報告されています。

摂取するアレルゲン量や年齢によっても症状の出方が異なります。

アナフィラキシーは、食物、薬物、蜂刺され、ラテックス（天然ゴム）、ワクチンや運動などが原因で誘発される全身性の急性アレルギー反応で、急激な症状悪化から死に至る可能性もある重篤なアレルギー反応です。

アナフィラキシーでよくみられる症状として、じんましん、呼吸困難、腹痛、嘔吐、下痢および血圧低下を伴うショック等があげられます。これらの症状は人によって、またアレルゲンの量などによっても異なり、じんましん等の皮膚症状は、はじめにみられることが多いといわれています。

＜アナフィラキシーの典型的な症状＞

初期の症状	口の中の違和感、口唇のしびれ、手足のしびれ、不快な気分、吐き気、腹痛、じんましんなど
中程度の症状	のどが詰まった感じ、胸が苦しい、めまい、嘔吐、全身のじんましん、ゼーゼーして苦しくなる
強い症状	呼吸困難、血圧低下、意識障害

参考「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」（財）日本学校保健会（2005）

（4）食物アレルギーの原因食物

食物アレルギーを引き起こすことが明らかな食品のうち、症例数が多いものが、卵、乳、小麦、えび、かに、くるみです。また、症状が重篤なものとしては、そば、落花生があげられます。この8品目は食品衛生法においても特定原材料として食品表示が義務付けられ、他にも下表のような食品があげられています。

＜表示対象特定原材料＞

＜内閣府令／通知による規定＞

規定	特定原材料等の名称	理由
内閣府令	卵、乳、小麦、えび、かに そば、落花生、くるみ	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。
通知	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば 大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご	症例数が重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。 特定原材料とするか否かについては、今後、引き続き調査を行うことが必要。
	ゼラチン	牛肉・豚肉由来であることが多く、これらは特定原材料に準ずるものであるため、既に牛肉・豚肉として表示が必要であるが、パブリックコメントにおいて「ゼラチン」としての単独の表示を行うことへの要望が多く、専門家からの指摘も多いため、独立の項目を立てることとする。

参考：アレルギー物質を含む食品に関する表示Q & A（消費者庁食品表示企画課）

(5) 新しいタイプのアレルギー

①口腔アレルギー症候群

口腔アレルギー症候群は、近年報告が増えてきている新しいタイプの食物アレルギーで、幼児、学童、成人に認められます。特に成人女性に多いとされ、アレルゲンとしては、果物（キウイフルーツ、メロン、もも、パインアップル、りんごなど）やトマトなどの野菜です。口腔内だけに見られる場合が多いが、ショック症状を呈することもあります。

②食物依存性運動誘発アナフィラキシー

非常にまれな疾患ではありますが、ある特定の食物と運動の組み合わせでじんましんから始まり、ショック症状に至る場合があり、これを食物依存性運動誘発アナフィラキシーといいます。頻度の高いものは、小麦、魚介類などです。

具体的な例として、昼食時に小麦や魚介類を摂取し、すぐにサッカーなど激しい運動をした場合に、じんましんの出現に始まり、喉頭浮腫（のどの粘膜のむくみ）、喘鳴（ゼーゼーして息苦しくなること）などの呼吸器症状を伴い、ショック症状に至る場合があります。

2 食物アレルギーの診断

食物アレルギーの診断は、問診（聞き取り）といろいろな検査を組み合わせて行われます。今までの病気、普段の様子、家族にアレルギーをもっている人がいないかなどの問診と血液検査や皮膚テスト、食物除去、食物負荷試験などの検査があります。

3 食物アレルギーの予防と治療

（1）食事療法

食物アレルギーの治療の基本は、アレルギーの原因になっている食品を除去することです。しかし、原因となる食品や、アレルギー症状の程度は、一人一人異なっています。年齢や生活、家庭の状況も配慮して治療方針が立てられますが、食品を除去する程度や範囲、いつまで除去するかなども、人によって異なります。

除去する食品の種類や除去の程度と方法、期間については医師との十分な打ち合わせが必要です。自己判断で行うと、子どもの発育などに影響を与えることがあります。除去食を行う場合には、必ず代替となる食品を取り入れて栄養バランスをとる必要があります。

食物アレルギーは子どもが成長するに従って良くなることが多く、このことを「自然寛解」といいます。ただし、除去食を解除することは、開始することと同じように重要なため、どのような方法で、いつから解除するかは、医師と十分相談しながら進める必要があります。

＜食事療法の方法と注意点＞

方法	注意点
<p>1 アレルギーの原因となる食品を完全に除去する必要がある場合には、原因となる食品を完全に取り除いた食事をとります。ごく少量の食物アレルゲンでショック症状を起こす場合や、他の治療を試みても効果がなく、生活に支障をきたすときなどに行います。</p> <p>2 アレルギー症状が比較的軽いときなど完全に除去する必要がない場合には、加熱してアレルゲンの作用を弱めたり、アレルゲンの成分を分解したり、除去をした低アレルゲン食品を使います。</p>	<p>1 自己判断せず、医師に相談しながら行う。</p> <p>2 食材は新鮮なものを使う。</p> <p>3 十分に加熱調理する。</p> <p>4 同じ食品、同じような調理の繰り返しをさける。</p> <p>5 外食や加工食品は、原材料がわからないことがあるので、十分に気をつける。</p> <p>6 除去しなければいけない食品があるときは、必ず代替食品を使って栄養のバランスをとる。</p>

参考：「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」（財）日本学校保健会（2005）

（2）薬物療法

食物アレルギーの治療の基本は食事療法ですが、普段の生活の中で、原因となる食品を除去するには工夫が必要です。場合によっては、完全に除去することができないこともあります。たとえば、アレルゲンとなる食品の種類が多いときには、全部を除去すると、成長に必要な栄養が不足してしまうこともあります。このようなときには、アレルギーをおさえる薬を使って、症状をやわらげる薬物療法が必要なことがあります。

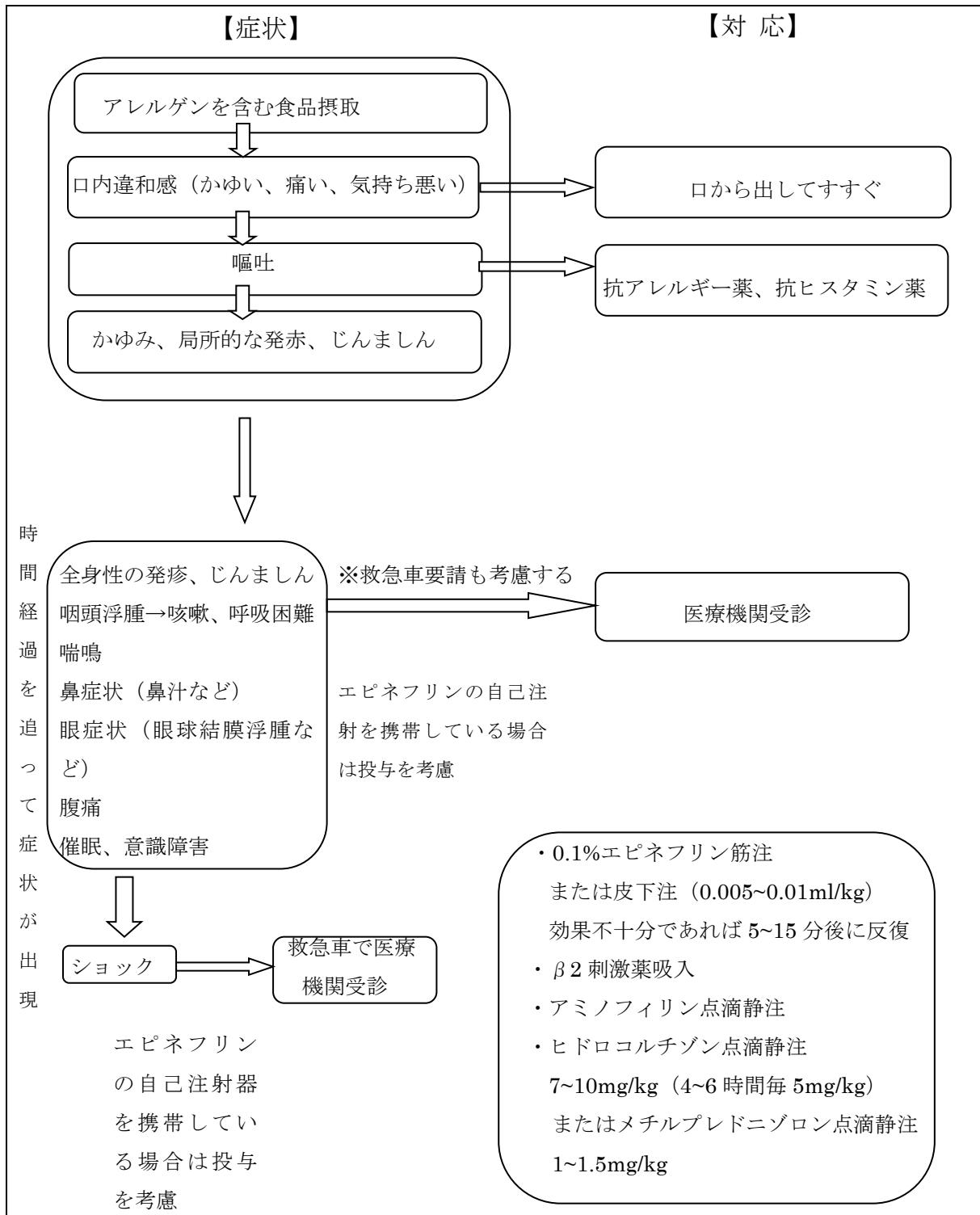
薬物療法としては、抗ヒスタミン薬、抗アレルギー薬の内服薬が補助的な治療として用いられます。

（3）アナフィラキシーショックの治療

食物アレルギーで諸症状がおきた場合には、医療機関でその症状に応じた治療が必要となります。特に、アナフィラキシーショックの場合には、早急な治療開始が重要であり、すぐに救急車を呼び、一刻も早く医療機関で治療を受けなければなりません。

また、過去にアナフィラキシーを起こしたアレルゲンを誤って摂取した場合や、原因不明のショック状態に陥った場合には、必ずアナフィラキシー反応を疑い対応を行う必要があります。軽微なものであっても重篤な状態に進展しやすいので、慎重な対応が必要となります。

即時型アレルギー症状とその対応



参考：「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」(財)日本学校保健会(2005)

(4) 心理面へのケア

除去食療法は、多くの場合、患者やその家族に多大な精神的負担やストレスをもたらすので、無理をしない範囲を設定し、実施することが大切です。

また、成長とともに消化吸収機能が十分発達すると治まることが多いので、その旨を知らせて希望をもたせることも重要であり、定期的に医師の診察を受けさせる必要があります。

III 学校生活における管理と指導

食物アレルギーがある児童生徒が不安なく充実した学校生活が送れるように、学校は正確な情報をしっかりと収集し、子どもの健康状態を十分に把握するように努めます。また、どんな時にも、すべての教職員が理解し対応できる体制を作つておきます。

1 情報の把握

在校生については、毎年、市教育委員会から依頼のある「学校におけるアレルギー疾患への対応について」の調査で食物アレルギーをもつ児童生徒に「食物アレルギー調査票」（様式1－2）により、学校給食での対応を確認します。

また、新1年生の場合は、就学時健康診断時に提出される「就学時健康診断保健調査票」（参考資料1）と「食物アレルギー調査票」（様式1－1）で、食物アレルギーの有無を含む健康状態を確認するとともに、学校給食での対応を確認します。

新規発症や転入の児童生徒については、随時「食物アレルギー調査票」（様式1－2）により、同様に学校給食での対応を確認します。

学校給食でアレルギー対応食の提供を希望する場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（参考資料3）の提出を必須とします。この指導表をもとに面談を行い対応について検討していきます。

（1）保護者との面談

校長は、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等とともに、食物アレルギーのある児童生徒の保護者と面談を行い、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（参考資料3）をもとに聞き取りをし、「面談記録票」（様式2）に記録します。

その面談記録をもとに、「食物アレルギー個人記録調査票」（様式3）を作成します。面談は、原則毎年度行うものとしますが、その後、対応内容等に変更がない場合は、「面談が必要な事例①～④」に示す事例を除き「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出により面談を省略することもできるものとします。

なお、保護者とは正確な情報交換ができるように、常に連絡を取り合い、症状の変化についても把握します。面談を省略した場合は特に症状の変化の把握に努めるようにします。

◎ 面談が必要な事例

- ①新規希望者（新小学・義務教育1年生、新中学1年生、新義務教育7年生を含む）
- ②対応内容に変更がある場合
- ③保護者の希望がある場合
- ④学校、学校給食センターが必要と認めた場合

◎ 保護者との面談のポイント

- ・学校給食センターの設備や給食調理状況を説明し、「対応できる内容」と「対応できない内容」について正確に伝え、理解を得るようにします。
- ・幼少期に除去の指示があった食物が、現在も引き続き除去が必要かどうかについては

改めて医師の診断を受けるように勧めます。

(2) 医師からの情報

食物アレルギーのある児童生徒については、定期的に医療機関を受診し、学校生活に関する診断、指示を受けるように保護者に勧め、学校生活での配慮点についての情報を得ます。また、変更が生じた場合の指示も、新たにもらうようにします。

(3) その他

特定の食物と運動の組み合わせで起こる食物依存性運動誘発アナフィラキシーがあるので、給食後の体育の授業などには十分気をつけます。

また、アドレナリン自己注射「エピペン®」を携帯希望の児童生徒への対応についても、保護者に確認し、共通理解を図っておきます。

2 学校における管理

全教職員は食物アレルギーに関して正しい理解をするとともに、緊急時の対応について協力体制をつくるようにします。

そのためには、「食物アレルギー個人記録調査票」（様式3）及び「食物アレルギーによる緊急時の対応」（様式7）を作成して活用するとともに、プライバシーの保護にも十分配慮します。

(1) 食物アレルギー個人記録調査票等の作成と管理

食物アレルギーの適切な対応をするために、「食物アレルギー個人記録調査票」（様式3）及び「食物アレルギーによる緊急時の対応」（様式7）を作成します。

また、面談及び発症事例についても経過を記録し、重大な発症事例やヒヤリハット事例については、市教委に報告します。

食物アレルギー個人記録調査票（様式3）及び食物アレルギーによる緊急時の対応（様式7）の取り扱いは、プライバシーの保護に十分留意しつつ、所定の場所に保管し、職員がいつでも対応できるように整備しておき、進学先の中学校、転出校に引き継ぐものとします。

また、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（参考資料3）で医師がアナフィラキシーありと診断した児童生徒については、保護者の同意を得たうえで、市教委を通し、事前に消防機関に情報提供をします。

(2) 医療機関との連携

ア 医師との連携

主治医や学校医と連携を密にし、アドバイス等を受けられるようにしておきます。

イ 保護者との連携

対象児童生徒の保護者とは、連絡を密に取り合うようにします。

3 食物アレルギー対応における関係機関の役割

全教職員は食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために、食物アレルギー対応について共通理解を図り、積極的に連携・協力していくことが大切です。

(1) 教職員の役割

【学校長の役割】

- 職員の共通理解がもてるよう「手引き」に基づき指導する。
- 学校関係職員・教育委員会と話し合い、対応を決定する。

【学級担任の役割】

- 保護者からの申出をすぐに関係職員に伝え連携を図るとともに緊急時の体制を周知する。
- 個別面談を設定し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。
(面談出席者：例) 保護者、校長（教頭）、養護教諭、給食主任、学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、センター所長等)
- 食物アレルギーのある児童生徒が安全で楽しい給食時間を作れるよう配慮する。
- 食物アレルギーのある児童生徒への正確な配食の確認と喫食後の状況を確認する。
- 他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

【給食主任の役割】

- 個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。
- 食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員との連携を図り、相互の事務等がスムーズに行うことができるよう窓口（パイプ役）を務める。
- 食物アレルギーのある児童生徒への正確な配食の確認に努める。

【養護教諭の役割】

- 個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握し、学級担任、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、教育委員会と連携しながら、「食物アレルギー個人記録調査票」（様式3）「学校生活管理指導表」を管理する。（一定の場所に保管する）
- 食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、学級担任、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、教育委員会との連携を図る。
- 食物アレルギーが出た場合の措置方法を給食主任と連携し、緊急時の対応（様式7）を作成する。
- 主治医との連絡を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認しておく。
- 「食物アレルギー個人記録調査票」（様式3）「学校生活管理指導表」を心臓・腎臓病検診結果と併せて小学校卒業生は中学校へ引き継ぐ。

【学校給食配膳員の役割】

- 食物アレルギー対応食の正確な受け渡しを行う。

(2) 給食センター職員の役割

【センター所長】

- センター職員の共通理解がもてるよう、食物アレルギーの対応について協議・指導する。
- 関係職員、関係機関と話し合い、「食物アレルギー対応食同意書」（様式4）の提出を受け、対応をする。

【栄養教諭・学校栄養職員】

- 「食物アレルギー調査票」（様式1）の結果から、児童生徒における食物アレルギーの有無・食物アレルギー対応食希望の有無を把握し、対応を希望する保護者と面談を行う。
- 個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握し、給食センターでどのような対応ができるかを話し合う。「献立対応予定表」（様式5）を作成し、学校を通して保護者に確認をとる。「食物アレルギー対応食承諾書」（様式6）も併せて配付する。
- 献立作成や作業工程表を作成するときに、アレルゲンを含む食品に注意を払い、除去食及び代替食の調理について調理員に指示を行う。
- 学校配膳員に、食物アレルギー対応食の取り扱い方について指導する。
- 給食時の指導については、給食主任・学級担任と連携を図る。

【調理員】

- 栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、食物アレルギーのある児童生徒の除去食・代替食の内容を確認し、調理作業にあたる。

【運転手】

- 食物アレルギー対応食の正確な配送、受け渡しを行う。

(3) 教育委員会の役割

- 除去食、代替食の提供に必要な設備の改善と人員確保に努める。
- 児童生徒、保護者、教職員、調理関係者等への食物アレルギーに関する啓発に努め、情報提供、研修の実施等必要な施策を講じる。

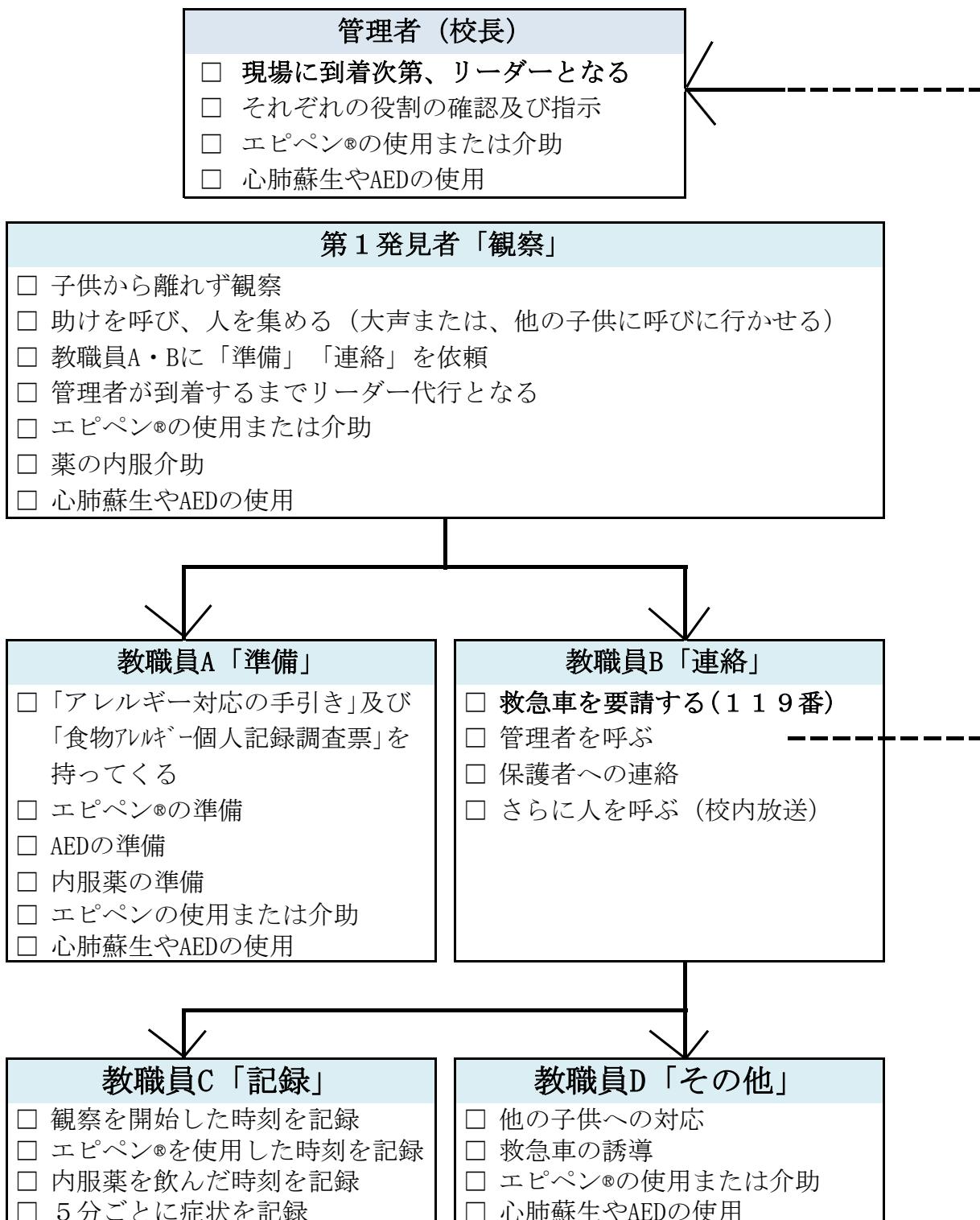
4 緊急時の対応

(1)緊急時の備え

アレルギー症状のある児童生徒について、全教職員が共通する機会を持ち、いつでも職員が状況を把握し対応できるように、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）、食物アレルギー調査票（様式1）、食物アレルギー個人記録調査票（様式3）、食物アレルギーによる緊急時の対応（様式7）を整備しておきます。

また、保護者の同意を得たうえで、事前に消防機関にアナフィラキシーの診断を受けた児童生徒の情報（学校生活管理指導表）を提供しておきます。

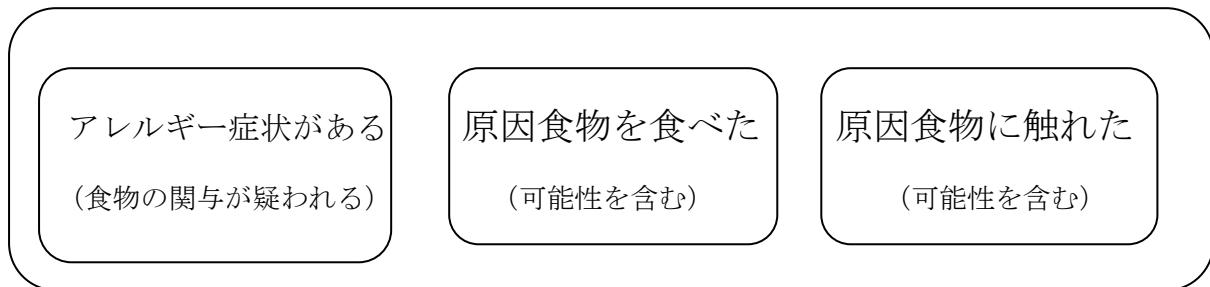
学校内での役割分担のフローチャート



(2) 迅速かつ慎重な初期対応

アナフィラキシーショックについては、初期の対応が以後の展開を大きく左右することから、「食物アレルギーによる緊急時の対応」(様式7)を参照し、各学校における「緊急対応マニュアル」の中に食物アレルギー対応を含め、全職員が共通理解して円滑な対応ができるようにします。

迅速かつ慎重な初期対応のフローチャート



緊急性が高いアレルギー症状はあるか？

症状発生から 5分以内に判断する



ただちに 119番通報をする

迷ったらエピペン®を打つ (所持の場合)

エピペン®使用と救急車要請のタイミング

(以下の1つでも該当する場合)

- ・ぐったり
- ・意識もうろう
- ・尿や便をもらす
- ・脈が触れにくい
- ・唇や爪が青白い
- ・声がかすれる
- ・のどや胸が締め付けられる
- ・犬が吠えるような咳
- ・ゼーゼーする呼吸
- ・持続する強いお腹の痛み
- ・繰り返し吐き続ける

内服薬を飲ませる

- ・保健室または安静にできる場所へ移動する

※ 症状は分単位で急速に進行することが多いので、最低1時間は目を離さない

5 児童生徒への対応

(1) 対象児童生徒への個別指導

児童生徒の発達段階に応じて、保護者、担任、養護教諭等が連携を図り、保健面、栄養面、生活面に関する指導を行い、自己管理能力を育成することが必要です。次に指導の一例をあげます。

ア 保健指導

- ・同じ食物を一度にたくさん摂らず品数を増やすこと
- ・よく噛んで食べること
- ・お腹を圧迫しないように姿勢をよくすること
- ・楽しく食事をすること
- ・体調不良やストレスにより消化能力が低下している時にはたんぱく質は控え、消化のよい食事をすること

イ 栄養指導

- ・除去食を行っている場合、栄養の偏りや不足が生じることがあることから、医師の指導を受けながら進める。
- ・指導の機会は、状況に応じて養護教諭及び栄養教諭・学校栄養職員と連携したり、保護者が主治医等から直接指導を受けたりして行う。

ウ 生活指導

- ・食物アレルギーに伴う不安を取り除き、心身両面をフォローする。
- ・生活の仕方、ストレスへの対応等も症状に関係する場合があることから、規則正しい生活、安定した精神状態を保つ指導を繰り返し行う。

エ 自己管理能力の育成

- 自分のアレルギーを認識できるようにし、学校給食では、献立に使用されている食品を調べて、食べない又は量を加減するといった自分の健康状況に応じたとり方ができるように指導する。
- ・自分にとって安全な食品と安全でない食品との見分け方
 - ・自分にとって安全でない食品が出されたときの回避の仕方
 - ・食物アレルギー反応による症状の表れかたの把握の方法
 - ・食物アレルギー反応による症状がでたときの周囲の者への伝え方
 - ・食品ラベルの記載内容の読み方と理解の仕方 等

(2) 周りの児童生徒への指導

周りの児童生徒にも食物アレルギーに対し、保護者の了解を得て、次のことを理解させるとともに考えさせる一例をあげます。

- ・食物アレルギーは、好き嫌いではなく、疾患の一つであること
- ・自分にとっても何でもない食物であっても、人によっては生命に関わることもあるということ
- ・食べることを強要したり、本人の訴えを無視して給食を勧めたりしないこと
- ・食物アレルギーの症状は、さまざまな部位に、さまざまなかたちとなって出ること
- ・みんなが気持ちよく学校生活を過ごせるためには、どんなことに気をつけることが大切か、自分にできることはどんなことか
- ・心ない声かけをする児童生徒がいた場合、自分が本人だったらどういう気持ちになるか、対象児童生徒が悲しい思いをしないように配慮する。

IV 学校給食における食物アレルギーの対応

1 基本方針

(1) 食物アレルギー対応食の決定基準

下記の①～③のすべてに当てはまる方を対象とする。

- ① 医師の診断・検査により食物アレルギーと診断されていること。
- ② 学校生活管理指導表にアレルゲン名が明記されていること。
- ③ 家庭でも原因食品の除去を行うなど食事療法を行っていること。

※食器具(皿、箸、スプーン等)、調理器具、油は共有のため、コンタミネーションによる発症の可能性のある児童生徒については対応はしない。

※多品目の食物除去が必要な場合や、調味料、だし、添加物等に含まれる微量のアレルゲンでもアレルギー反応を起こしてしまう重篤な食物アレルギーがある場合は、安全な給食提供が困難なため弁当対応を考慮する。

【用語解説】

コンタミネーション(微量混入)とは、原材料には含まれていないが、食品の製造過程で機械や器具から偶発的にアレルギー物質が微量混入してしまう場合をいう。

(2) 食物アレルギー対応食の内容について

- ① 学校給食における食物アレルギー対応は、可能な範囲での除去食や代替食の提供を実施する。
※安全確保のため、原因食物の除去対応(提供するかしないか)を原則とし、「少量可」や「体調がよければ可」といった対応はしない。

- ② 内閣府令または通知による表示対象特定原材料として、表示義務8品目(卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに・くるみ)及び表示推奨20品目(アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・マカダミアナッツ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン)の合わせて28品目のうち、下記の12品目について対応する。

卵、乳、えび、かに、いか、オレンジ、ごま、さけ、さば、バナナ、もも、りんご

- ③ 表示対象特定原材料28品目のうち、下記の16品目については、次の事由により対応しない。

ア 給食では使用しない食品のため

アーモンド、そば、あわび、いくら、マカダミアナッツ、落花生、
カシューナッツ、キウイフルーツ、くるみ、やまいも

イ 食品が多岐にわたるため

小麦、大豆、ゼラチン、牛肉、鶏肉、豚肉

※ 主食(ご飯、パン等)は委託加工のため、対応しない。

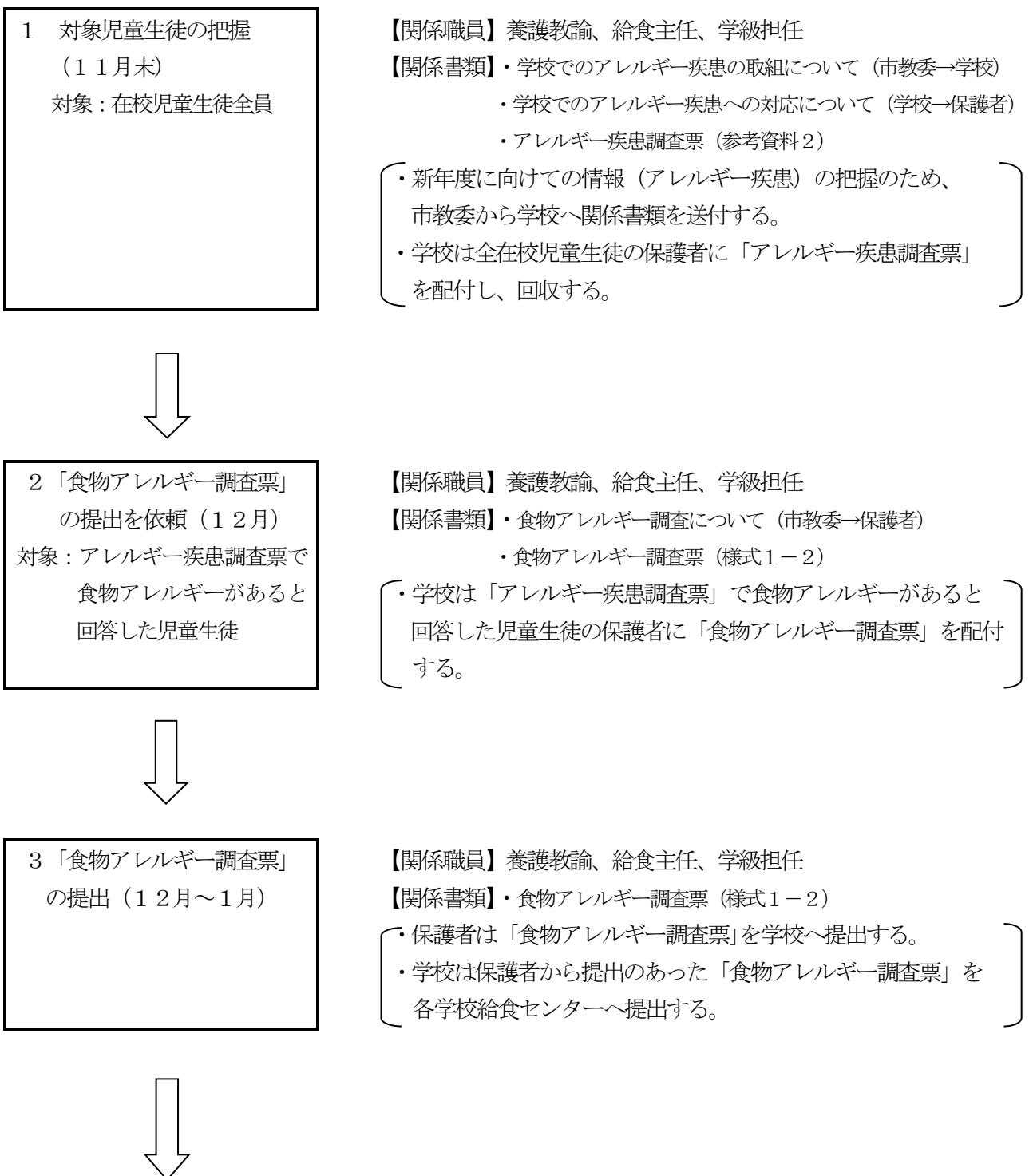
- ④ 対応食は、原則として、一品につき一種類のみ、各学校対象者の該当アレルゲンを全て除去したものを提供する。
- ⑤ 通常の献立を基本として、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)に記載のあるアレルゲンを含むものに対して対応食とし、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)に記載のあるアレルゲンを含む献立がない場合は、通常の配食とする。
- ⑥ 対応食は、全て(主菜、副食、汁物)給食センターから専用容器に入れて配達する。
- ⑦ 食物アレルギー対応食は、月単位での提供とする。
- ⑧ 自校以外での食物アレルギー対応食の提供はしない。(例えば、中学生がマイチャレンジで小学校に行く時など)

2 食物アレルギー対応食のための基本的な手順

食物アレルギーのある児童生徒が楽しく学校生活が送れるように、学校ではその児童生徒の情報をしっかりと収集し、常に健康状態を把握して、緊急時には学校の教職員全員が理解し、対応できる体制をとる必要があります。

＜食物アレルギー対応食提供のための年間の流れ＞

(1) 在校児童生徒 (現小学1～5年生、中学1～2年生及び義務教育1～8年生)



4 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出

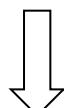
を依頼（面接時までに）

対象：食物アレルギー調査票
で対応食提供を希望する
と回答した児童生徒



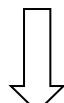
5 面談に向けて調整

（学校・保護者・センター）



6 面談を実施

（2月～3月）



7 書類を作成

【関係職員】養護教諭、給食主任、学級担任

【関係書類】・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の配布について
(学校→保護者)

- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」における
食物アレルギーの記載について（様式9）
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（参考資料3）

〔・学校は「食物アレルギー調査票」で対応食提供を希望すると回答
した児童生徒の保護者に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」
を配布し、回収する。〕

【関係職員】養護教諭、給食主任、学級担任、

栄養教諭（学校栄養職員）

【関係書類】・対応食実施に伴う面談の設定について（センター→学校）
・対応食実施に伴う面談について（学校→保護者）

- ・市教委は、対象の学校に対し、面談の設定についての通知を
送付する。
- ・学校は、対象の保護者に対し、面談についての通知を送付する。
※面談を省略する場合もその旨、連絡する。

【関係職員】校長、養護教諭、給食主任、学級担任

栄養教諭（学校栄養職員）

【関係書類】・面談記録票（様式2）

- ・食物アレルギー個人記録調査票（様式3）
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（参考資料3）
- ・食物アレルギー献立対応予定表（様式5）

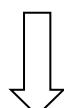
- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の内容を確認する。
- ・栄養教諭（学校栄養職員）が給食の献立内容、使用食品等、給食
での対応範囲及び「食物アレルギー献立予定表」の記入の方法を
説明する。

【関係職員】養護教諭、学級担任

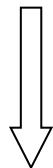
【関係書類】・面談記録票（様式2）

- ・食物アレルギー個人記録調査票（様式3）
- ・食物アレルギーによる緊急時の対応（様式7）

〔・「面談記録票」及び「食物アレルギー個人記録調査票」を作成する。〕



8 関係職員での協議
(学校・センター)



【関係職員】学校長、養護教諭、給食主任、学級担任
栄養教諭（学校栄養職員）

【関係書類】・面談記録票（様式2）

- ・食物アレルギー個人記録調査票（様式3）
- ・食物アレルギー対応食同意書（様式4）
- ・食物アレルギーによる緊急時の対応（様式7）
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（参考資料3）

- ・「面談記録票」及び「食物アレルギー個人記録票」をもとに協議する。
- ・共通理解を図ったうえで、対応を決定する。
- ・保護者へ対応内容を記入した「食物アレルギー対応食同意書」を送付する。
- ・保護者は同意書の内容を確認したうえで、署名し、学校へ提出する。
- ・学校は、保護者から提出のあった同意書を学校給食センターへ提出する。
- ・学校は、学校給食センターへ「学校生活管理指導表」を提出する。その後、市教委で取りまとめて消防機関へ情報提供する。
- ・進級に際しては、各担当者が次年度担当者へ確実に引き継ぎをする。

9 給食開始
(新学期・4月)



【手引き参考事項】

- ・食物アレルギー対応食提供のための毎月の流れ（手引き：P.23）
- ・食物アレルギー対応食提供のための毎日の流れ（手引き：P.25）

10 評価



【関係職員】学校長、養護教諭、給食主任、学級担任
栄養教諭（学校栄養職員）

【関係書類】・食物アレルギー個人記録調査票（様式3）

- ・対象児童生徒の病状の変化を確認し、隨時「食物アレルギー個人記録調査票」に記録する。
- ・身体状況の成長・発達の評価をする。

以後、同様の流れの繰り返し

(2) 新小学・義務教育1年生(就学前児)

1 対象児童の把握(8月)

対象：就学前児全員

【関係職員】養護教諭

【関係書類】・就学時健康診断保健調査票(参考資料1)

- ・アレルギー疾患調査票(参考資料2)
- ・保護者宛通知(新1年生用)
- ・食物アレルギー調査票(様式1-1)



- ・入学に向けての情報(対応食提供希望者)の把握のため、市教委から学校へ関係書類を送付する。
- ・学校は、就学前児の保護者に関係書類を送付する。

2 「食物アレルギー調査票」の提出(10月～11月)

※ 就学時健康診断時

【関係職員】養護教諭

【関係書類】・食物アレルギー調査票(様式1-1)

- ・保護者は、就学時健康診断時に、「食物アレルギー調査票」を学校へ提出する。
- ・学校は、保護者から提出された「食物アレルギー調査票」を学校給食センターへ提出する。



3 「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の配布

(1月末～2月中旬)

※ 一日入学時

対象：食物アレルギー調査票で対応食提供を希望すると回答した児童

【関係職員】養護教諭

【関係書類】・食物アレルギー調査票(様式1-1)

- ・「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」における食物アレルギーの記載について(様式9)
- ・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(参考資料3)

- ・「食物アレルギー調査票」で対応食希望する児童の保護者へ「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を配付する。



※ 以後、(1) 在校児童生徒(現小学1～5年生、中学1～2年生及び義務教育1～8年生)の「4 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出を依頼」以降同様の手順

(3) 新中学1年・新義務教育7年生(現小学6年生)

1 対象児童生徒の把握

(11月末)

対象: 現小学6年生全員

【関係職員】養護教諭、給食主任、学級担任

【関係書類】・学校でのアレルギー疾患の取組について(市教委→学校)

・学校でのアレルギー疾患への対応について(学校→保護者)

・アレルギー疾患調査票(参考資料2)

・新年度に向けての情報(アレルギー疾患)の把握のため、
市教委から学校へ関係書類を送付する。

・学校は現小学6年生全員の保護者に「アレルギー疾患調査票」
を配付し、回収する。



2 「食物アレルギー調査票」 の提出を依頼

(12月)

対象: アレルギー疾患調査票
で食物アレルギーがあると回答した児童

【関係職員】養護教諭、給食主任、学級担任

【関係書類】・食物アレルギー調査について(市教委→保護者)

・食物アレルギー調査票(様式1-2)

・学校は「アレルギー疾患調査票」で食物アレルギーがあると
回答した児童の保護者に「食物アレルギー調査票」を配付する。



3 「食物アレルギー調査票」 の提出(12月～1月)

【関係職員】養護教諭、給食主任、学級担任

【関係書類】・食物アレルギー調査票(様式1-2)

・保護者は「食物アレルギー調査票」を学校へ提出する。

・学校は保護者から提出のあった「食物アレルギー調査票」を
各学校給食センターへ提出する。



4 「学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)」の提出 を依頼(面接時まで)

対象: 食物アレルギー調査票
で対応食提供を希望
すると回答した児童

【関係職員】養護教諭、給食主任、学級担任

【関係書類】・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の配布について

(学校→保護者)

・「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」における
食物アレルギーの記載について(様式9)

・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(参考資料3)

・学校は「食物アレルギー調査票」で対応食提供を希望すると
回答した児童の保護者に「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」
を配付し、回収する。



5 小学校から中学校・義務教育学校への申し送り（1月～2月）

【関係職員】養護教諭、給食主任、学級担任

【関係書類】・アレルギー疾患調査票（参考資料2）

・食物アレルギー調査票（様式1－2）

・食物アレルギー個人記録調査票（様式3）

・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（関係資料3）

・小学校の担当者は、中学校・義務教育学校へ関係書類を送付する。



6 面談に向けて調整
(入学予定の中学校、義務教育学校・保護者・センター)

【関係職員】学校長、養護教諭、給食主任、学級担任

栄養教諭（学校栄養職員）

【関係書類】・対応食実施に伴う面談の設定について（センター→学校）

・対応食実施に伴う面談について（学校→保護者）

・市教委は、対象の学校に対し、面談の設定についての通知を送付する。

・学校は、対象の保護者に対し、面談についての通知を送付する。



7 面談を実施（2月～3月）
(入学予定の中学校・義務教育学校で)

【関係職員】養護教諭、給食主任、学級担任

栄養教諭（学校栄養職員）

【関係書類】・面談記録票（様式2）

・食物アレルギー個人記録調査票（様式3）

・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（参考資料3）

・食物アレルギー献立対応予定表（様式5）

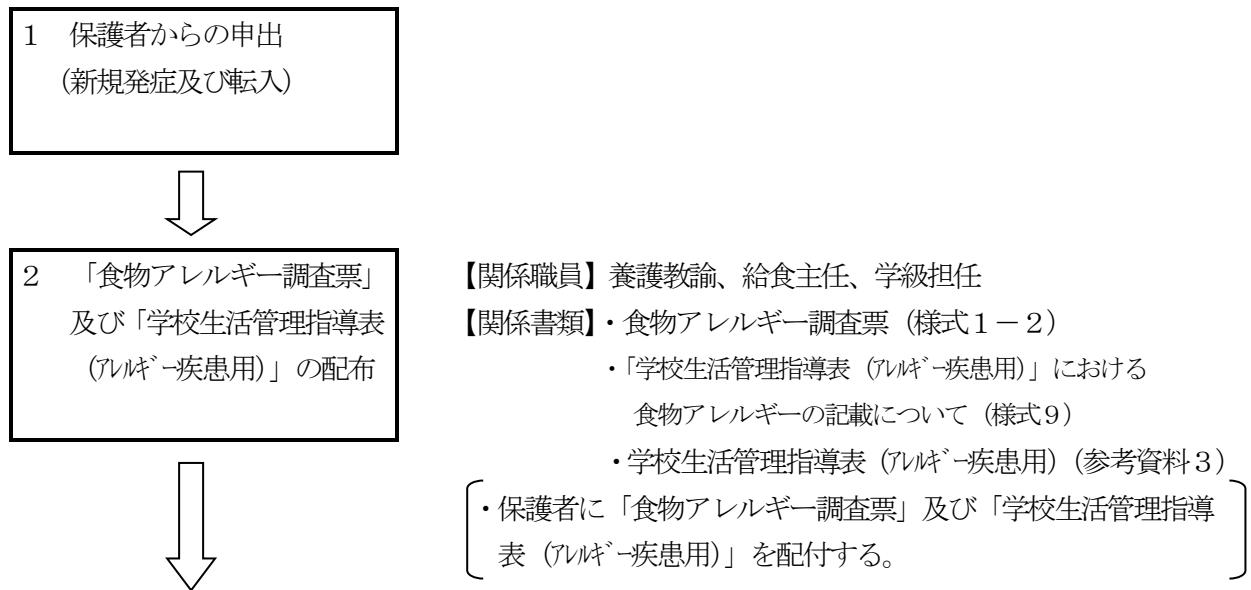
・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の内容を確認する。

・栄養教諭（学校栄養職員）が給食の献立内容、使用食品等、給食での対応範囲及び「食物アレルギー献立予定表」の記入の方法を説明する。



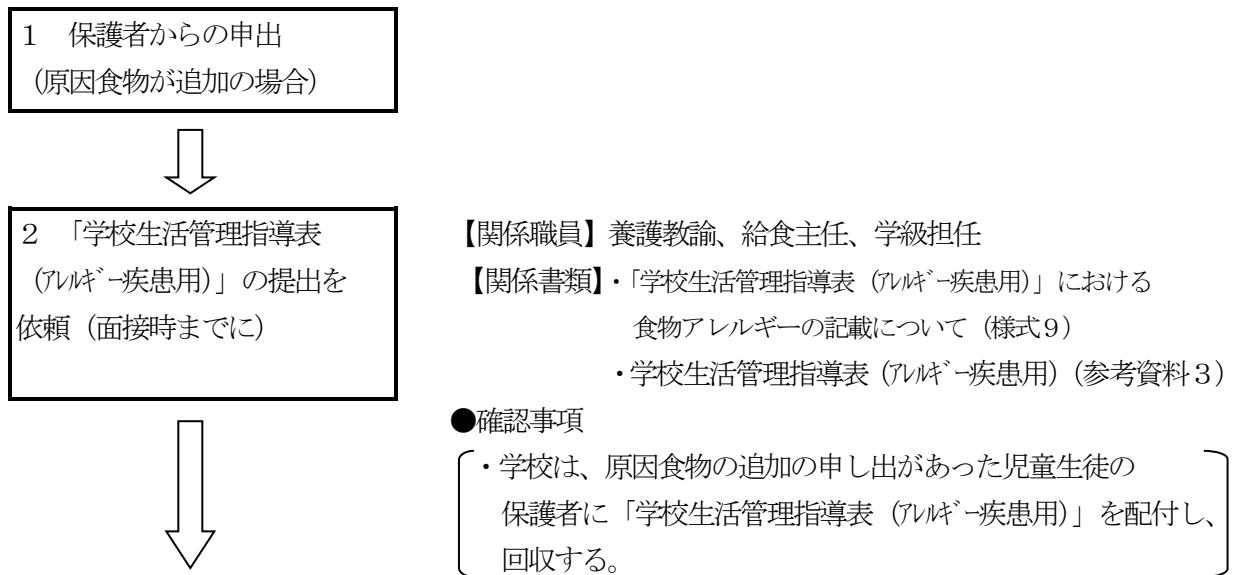
※ 以後、(1) 在校児童生徒（現小学1～5年生、中学1～2年生及び義務教育1～8年生）の「7 書類を作成」以降同様の手順

(4) 新規発症及び転入の児童生徒



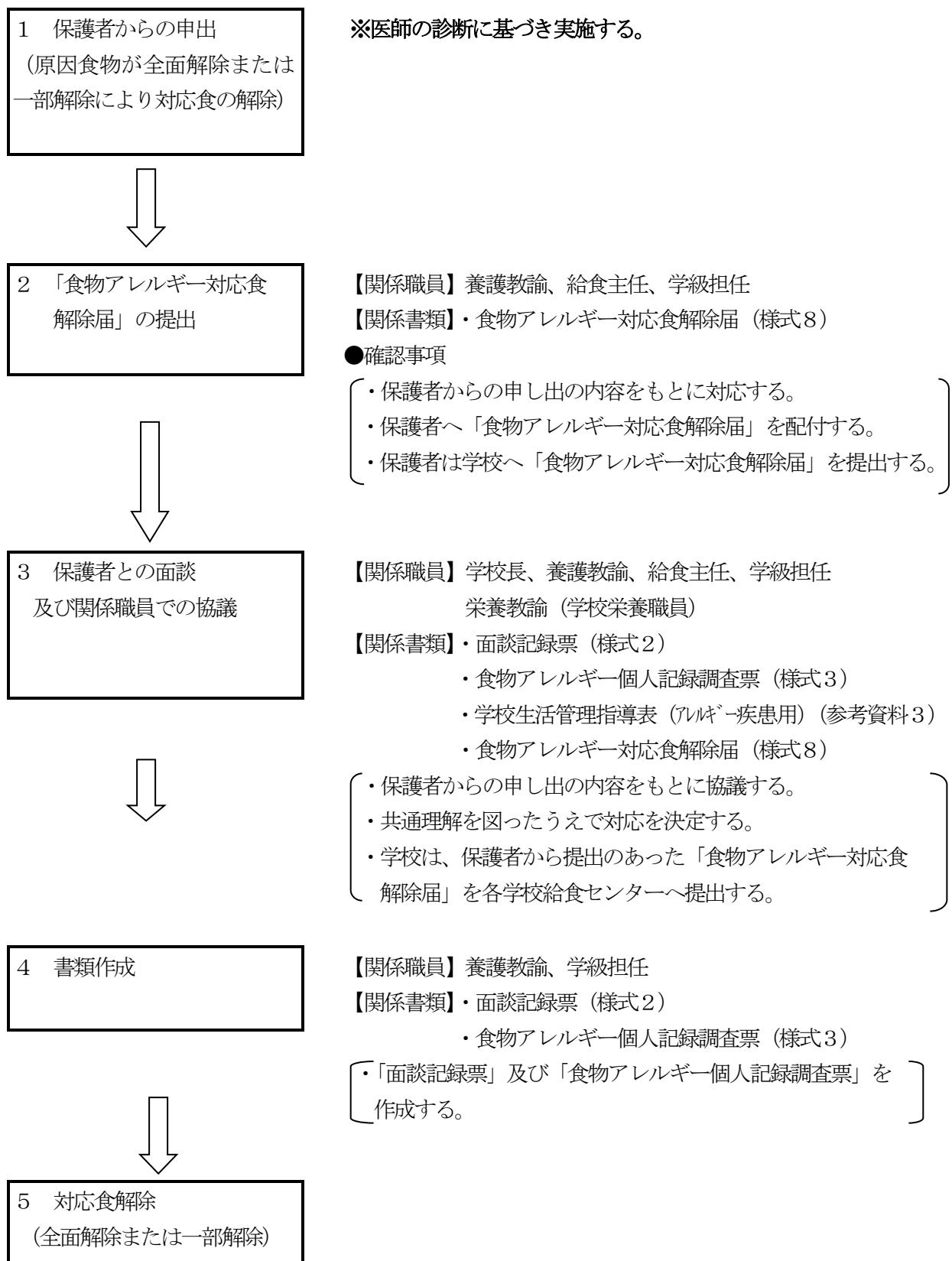
- ※ 以後、(1) 在校児童生徒(現小学1～5年生、中学1～2年生及び義務教育1～8年生)の「3 食物アレルギー調査票の提出」以降同様の手順
- ◆ 食物アレルギー対応食は、月単位での提供となるため、必要書類を提出した翌月から適用となる。
ただし、書類の提出は、各給食センターが指定した期限までに提出された場合に限る。

(5) 給食開始後、原因食物が追加になった児童生徒



- ※ 以後、(1) 在校児童生徒(現小学1～5年生、中学1～2年生及び義務教育1～8年生)の「3 食物アレルギー調査票の提出」以降同様の手順
- ◆ 食物アレルギー対応食は、月単位での提供となるため、必要書類を提出した翌月から適用となる。
ただし、書類の提出は、各給食センターが指定した期限までに提出された場合に限る。

(6) 給食開始後、対応食を全面解除または一部解除する児童生徒



＜食物アレルギー対応食提供のための毎月の流れ＞

※ 前月末までに

1 学校給食センターから学校へ書類の送付



【関係書類】
・食物アレルギー詳細献立表
・アレルギー詳細献立一覧表
・食物アレルギー献立対応予定表（様式5）
・食物アレルギー対応食承諾書（様式6）

・各学校給食センターから各学校に書類を送付する。

2 学校から保護者へ書類の送付



【関係書類】
・食物アレルギー詳細献立表
・アレルギー詳細献立一覧表
・食物アレルギー献立対応予定表（様式5）
・食物アレルギー対応食承諾書（様式6）

・学校から保護者に書類を送付する。

3 保護者書類の確認



【関係書類】
・食物アレルギー詳細献立表
・アレルギー詳細献立一覧表
・食物アレルギー献立対応予定表（様式5）
・食物アレルギー対応食承諾書（様式6）

●確認事項

・「食物アレルギー詳細献立表」を参考に「食物アレルギー献立対応予定表」に喫食できる○、喫食できない×を記入し、特記事項等がある場合は備考欄に記入する。
・「食物アレルギー対応食承諾書」に変更の有無を記入する。

4 保護者から学校へ書類の提出



【関係書類】
・食物アレルギー献立対応予定表（様式5）
・食物アレルギー対応食承諾書（様式6）

・保護者から学校へ「アレルギー献立対応予定表」と「食物アレルギー対応食承諾書」を提出する。

5 学校書類の確認



【関係書類】
・食物アレルギー献立対応予定表（様式5）
・食物アレルギー対応食承諾書（様式6）

●確認事項

・保護者から提出された書類に記入漏れ等がないか、確認する。

6 学校から学校給食センターへ書類の提出

【関係書類】・食物アレルギー献立対応予定表（様式5）

・食物アレルギー対応食承諾書（様式6）

・学校から学校給食センターへ「食物アレルギー献立対応予定表」と「食物アレルギー対応食承諾書」を提出する。



7 学校給食センター書類の確認

【関係書類】・食物アレルギー献立対応予定表（様式5）

・食物アレルギー対応食承諾書（様式6）

●確認事項

・「食物アレルギー詳細献立表」を参考に「食物アレルギー献立対応予定表」の喫食できる○、喫食できない×等、内容の確認をする。
・「食物アレルギー対応食承諾書」の内容の確認をする。



8 献立の決定

【関係書類】・食物アレルギー献立対応予定表（様式5）

・食物アレルギー対応食承諾書（様式6）

・提出された書類を基に、献立を決定する。



9 食物アレルギー対応食の提供

＜食物アレルギー対応食提供のための毎日の流れ＞

1 作業工程の確認

【関係職員】センター所長、栄養教諭（学校栄養職員）、調理員

【関係書類】・アレルギー対応食実施表

・指示書

（1）対応については、栄養教諭（学校栄養職員）の指示を基に共通理解を図り、調理する。

ア 対応食内容、調理工程、食数、対応者の確認をする。

イ 動線会議で作業手順について打ち合わせを行う。

ウ アレルギー対応食の担当者は、使用する器具、別調理の順番、加える食材等を確認する。

2 原材料の確認

【関係職員】栄養教諭（学校栄養職員）、調理員

【関係書類】・検収簿

・アレルギー対応食実施表

・指示書

（1）検収担当者は、納品された物資や加工食品等の原材料を確認し、アレルギー対応食用の容器に入れ保管する。担当者が前日または当日に特別調理室に運ぶ。

ア 当日の加工品等に除去する食品が含まれていないか、事前に確認した一括表示と納入時の表示を比較し確認する。

イ 担当者は献立毎の食材がそろっているか確認する。

ウ 特別調理室の調味料は専用容器で保管する。

3 調理

【関係職員】栄養教諭（学校栄養職員）、調理員

【関係書類】・アレルギー対応食実施表

・指示書

・引き渡し確認票

ア アレルギー対応食は、食材の混入を防ぐため調理途中の取り分けは控え、可能な限り特別調理室で調理する。

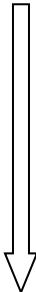
イ 複数の対応食を調理する場合は、調理器具を分け、時間差をつけるなど工夫し、作業動線が交差しないよう配慮する。

ウ 複数の人で確認（ダブルチェック）しながら、調理する。

エ アレルギー対応食実施表で、対象者の学校・学年・組・名前を確認し、食器具、配送用バッグ、引き渡し確認票を準備する。

オ 調理温度・調理終了時間の確認、記録をし、調理済保存食と検食をとる。

4 配食



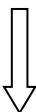
【関係職員】給食センター職員、調理員

【関係書類】・引き渡し確認票

・アレルギー対応食実施表

- ア できあがった対応食は名前を確認しながら規定量を専用食器に盛り付け、フタをする。
- イ 除去内容に誤りがないか確認する。
- ウ 各対象者に必要なアレルギー対応食が揃っているか、再度確認しながら専用バッグに入れ、配達・引き渡し確認票も入れる。

5 配送



【関係職員】運転手、調理員

- ア 学校名、学年、組、名前、対応食の数を確認しながら運転手に引き渡す。
- イ 運転手はコンテナとは別にして配達する。

6 引き渡し時の注意 (運転手から配膳員)



【関係職員】運転手、配膳員

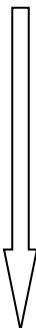
【関係書類】・引き渡し確認票

・食物アレルギー対応予定表（様式5）

（1）運転手から配膳員へ

- ア 運転手は、配膳員に直接手渡しする。
- イ 配膳員と運転手は、食物アレルギー対応予定表（様式5）で次のことについて確認しながら、互いにチェックする。
 - ・学校名
 - ・学年、組
 - ・名前
 - ・対応食の品数と内容
- ウ 対象者が同じ学校、クラスに複数いる場合には、特に注意する。

7 引き渡し時の注意 (配膳員から学級担任)



【関係職員】配膳員、学級担任、関係職員

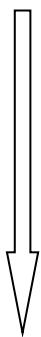
【関係書類】・引き渡し確認票

・食物アレルギー対応予定表（様式5）

（1）配膳員から学級担任へ

- ア 配膳室で対応食を引き渡す時は、直接、学級担任に渡す。
その際、対応食のフタ等に書かれた学年、組、名前を確認する。
- イ 配膳員と学級担任、関係職員等は、必ず、食物アレルギー対応予定表（様式5）を確認する。
- ウ 対象者が同じクラスに複数いる場合には、特に注意する。

8 教室での配膳
喫食時の指導



【関係職員】学級担任、関係職員

【関係書類】・引き渡し確認票

・食物アレルギー献立対応予定表（様式5）

- ア 学級担任は食物アレルギー献立対応予定表（様式5）で確認しながら、対象者の給食の配膳を一番初めに行う。
- イ 配膳時に対応食が確実に本人に届くように、専用トレイにのせる。
- ウ 学級担任は、他の児童生徒への指導を行う。
- エ 給食時間に栄養教諭（学校栄養職員）は状況に応じて学校へ出向き、児童生徒の食べている様子を確認する。

9 評価

【関係職員】学校長、養護教諭、給食主任、学級担任

栄養教諭（学校栄養職員）

【関係書類】・食物アレルギー個人記録調査票（様式3）

- ア 対象児童の病状の変化を確認し、隨時「食物アレルギー個人記録調査票」に記録する。
- イ 身体状況の成長・発達の評価をする。

3 学校給食での具体的対応と配慮事項

○学校給食における対応方法

「学校生活管理指導表」を運用する大きな理由の一つに、除去すべき原因食物の診断根拠の記載があります。アンケート結果からは、いくつもの食物を除去している例が数多くみられ、診断根拠が明記されていないため、適切な判断に基づいているか不透明です。不必要に除去することは、児童生徒の健全な成長発育の妨げになります。このようなことから、総合的な判断により除去食物を決定することで、除去食物を絞り込み、対応が必要な子どもに確実に提供することをねらいとして、「学校生活管理指導表」を活用していきます。

食物アレルギー対応食実施基準

- ・医師の診察・検査により食物アレルギーと診断されていること。
- ・学校生活管理指導表（診断書の代わりに医師の印を押す）にアレルゲン名が明記されていること。
- ・家庭でも原因食品の除去を行うなど食事療法を行っていること。

（1）除去食の場合

①自分で除去をする場合

【対象】 比較的症状が軽く、本人がアレルゲンを取り除くことができる場合

【配慮事項】

- ア 保護者が予定献立表に注意し、本人に取り除く食品をよく理解させておくように協力を求める。
- イ 保護者に児童生徒の健康管理をお願いする。
- ウ 担任は除去するアレルゲンを正しく理解しておく。
- エ 学級の児童生徒も正しく理解するように指導する。
- オ 誤って食べてしまった場合の対処方法を確認しておく。

②除去食を提供する場合

【対象】 比較的症状が軽く、調理の過程でアレルゲンとなる食品の除去が可能な場合

【配慮事項】

- ア 主治医の診断、指示にそって可能な範囲で対応する。
- イ アレルゲンを含む加工食品にも注意する。
- ウ 調理過程で除去を忘れないように注意する。
- エ 調理過程でのコンタミネーション（誤った混入）にも注意する。
- オ 除去食を該当の児童生徒が間違いなく食べられるよう確認する。
- カ 栄養の不足については、家庭で補えるよう保護者に協力を求める。

（2）代替食の場合

【対象】 代替の食品が容易に調達でき、さらに、学校が安全に配慮でき、実施可能な場合

【配慮事項】

- ア 使用材料の一部を変更することにより、同じようなものが提供できる場合は、保護者と十分協議して実施する。
- イ 調理業務従事者が的確に代替食を調理できるように、栄養教諭（学校栄養職員）はわかりやすい調理指示書を作成する。
- ウ その日の献立にない原材料を使用する場合は、保存食の分も購入する。

(3) 弁当の場合

① 毎日弁当を持参する場合

【対象】 アレルゲンの種類が多く、症状が重く、予定献立の学校給食を食べることができないと判断される場合

【配慮事項】

- ア 食物アレルギーがある児童生徒を学級担任がよく理解し、学級の児童生徒にも理解させ、本人が精神的負担を感じることのないように配慮する。
- イ 給食当番を行う際には、アレルゲンに触れることのないよう、学級担任が配慮する。弁当の保管については、給食まで学校で衛生的に保管する。

② 献立によって弁当を持参する場合

【対象】 複数のアレルゲンの食品が給食に使用してあり、調理の過程で除去が困難な場合

【配慮事項】

- ア 予定献立の食材等を事前に保護者に知らせ、給食が食べられる日を事前に決めておく。
- イ 保護者と児童生徒が希望すれば、食べられるものだけでも提供できるように配慮する。

4 その他

(1) 保存食

学校給食は、「学校給食衛生管理基準」に基づき実施していますが、その中で、「保存食は、原材料及び調理済食品を50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、専用冷凍庫に-20℃以下で2週間以上保存すること」と示されています。

アレルギー対応食についても、集団給食の一環として実施されるという位置付けから保存食を採取する必要があります。その場合の保存食の費用は、通常の給食と併せ、市全体の予算とします。

また、検食は各センターで行い、同様に市の予算となります。

(2) 給食費の取り扱い

対応	給食費
給食を停止し、弁当を持参する場合	給食費は徴収しない
牛乳のみを飲用する場合	牛乳代金のみを徴収する
牛乳の飲用を停止する場合（※）	牛乳代金は徴収しない
牛乳の代わりに豆乳を飲用する場合（※）	牛乳代金を徴収する
停止の措置はないが、献立によって主菜、副菜等を持参し給食の一部を食べる場合	返金しない

（※）牛乳の飲用を停止する場合、牛乳の代わりに豆乳を飲用する場合

医師の診断書の有無	診断名	対応のしかた
あり	牛乳アレルギー 乳糖不耐症	豆乳
なし (保護者からの申出を受けて対応)	—	—

（3）ヒヤリハット事例の報告について

平成27年3月に文部科学省から示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」では、学校及び給食センターは、ヒヤリハット事例について食物アレルギー対応委員会や教育委員会等へ随時報告することとされています。「ヒヤリ」、「ハッ」とした際に、黙っているのではなく学校や給食センター関係者で協議し、改善を図ろうとする姿勢は児童生徒が安全・安心な学校生活を過ごすためにとても重要です。

そこで、学校や学校給食センターで起きた食物アレルギー対応の中での、ヒヤリハット事例について、市教委に報告し、情報共有することにより、事故を未然に防ぐための対応方法の検討を行いたいと思います。検討材料とするため、学校給食の場面だけでなく、授業や行事等における事例等も報告をお願いします。

報告を要するヒヤリハット事例は、食物アレルギーの対応の中で、思いがけない出来事に「ヒヤリ」としたり、事故寸前のミスに「ハッ」とした、重大な災害や事故に直結する一歩手前の事例とします。報告は、早急な対応が必要になる場合もあるため、事例発生後速やかに学校給食センターに電話連絡を行うものとします。また、事例発生後1週間程度で「食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書」

（様式10）により、市教委に行うものとします。市教委は、内容を確認し、学校給食センターと情報共有するとともに、各学校への情報提供も必要であると判断した場合は、各学校へ事例と対策を情報提供するものとします。

（4）自校以外の学校で給食を食べる際の食物アレルギー対応食の提供について

安全な食物アレルギー対応食の提供を行うことが困難なため、自校以外の学校で給食を食べる場合、食物アレルギー対応食の提供については、実施しないものとします。

自校以外の学校で給食を食べる場面として、中学生がマイチャレンジで他校に行く場合や交流給食などが想定されますが、アレルギー対応の必要がある児童生徒については、十分配慮します。具体的には、①児童生徒を派遣する学校側の校長から、②児童生徒を受け入れる学校側の校長へ、児童生徒の食物アレルギーの情報を「自校以外の学校への食物アレルギー情報の提供について」（様式11）により事前に申し送りするものとし、給食喫食ができるかどうか、弁当持参の必要があるかなど、学校間で事前に情報を共有しておくこととします。なお、食物アレルギー対応が不要な児童生徒には給食の提供は可能とします。

様 式 集

食物アレルギー調査票(就学前児用)

学校名	学校	
(ふりがな) 児童氏名	生年月日	令和 年 月 日 生
保護者氏名	記入日	令和 年 月 日

1 今までに食物が原因と思われるアレルギー症状がでたことがありますか?
いずれかに○を付けてください。

ア ある → 質問2へ
原因食品名

イ ない → 質問は以上で終了です。

2 医師から食物アレルギーであるという診断を受けたことがありますか?
いずれかに○を付けてください。また、それはいつ頃でしたか?

ア 診断を受けたことがある → 質問3へ
(嵩頃)

イ 診断は受けていない → 質問4へ

3 その時、原因食品の除去は指示されましたか?

ア 指示された内容

イ 指示されていない

4 現在の状況に○を付けてください。

ア 現在も受診しており以下の食品を除去している

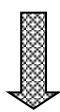
ウ 現在は特に配慮していない

イ 現在は受診していないが以下の食品を除去している

↓ 質問は以上で終了です

ア、イに○をつけた方は食品名をお書きください。

ア、イを選んだ方は、裏面へお進みください。



5 ご家庭ではどのように対処していますか?

いずれかに○を付けてください。

- ア 全く食べさせていない
- イ 加工食品等わずかに入っているものだけ食べさせている
- ウ 本人の判断にまかせている
- エ その他

6 原因食品を食べることによってどんな症状がでるか、具体的にご記入ください。

7 学校給食で該当食品の対応食（除去食または代替食）を希望しますか？

●対応する食品（12品目）

卵、乳、えび、かに、いか、オレンジ、ごま、さけ、さば、バナナ、もも、りんご

●対応しない食品（16品目）

- ① アーモンド、そば、あわび、いくら、マカダミアナッツ、落花生
カシューナッツ、キウイフルーツ、くるみ、やまいも

※対応しない理由：給食では使用しない食品のため

- ② 小麦、大豆、ゼラチン、牛肉、鶏肉、豚肉
※対応しない理由：食品が多岐にわたるため

ア 希望する

イ 希望しない

⇒除去食または代替食は医師の判断、指導の下で対応することになりますので、

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出が必要となります。

その際は改めてご相談させていただきます。また、現状の設備ではやむを得ず
ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

8 7で対応食を希望しないと回答された方は、該当する理由を○で囲んでください。

- ア 給食を食べないから（弁当持参等）
- イ 本人の判断で少量なら食べられるから
- ウ 献立表などを本人が確認し、該当食品を本人が取り除いて食べるから
- エ 該当食品が入った料理は料理ごと食べないから
- オ 給食では対応しない食品だから
- カ その他

食物アレルギー調査票(新規・継続用)

学校名	学校	学年	年	組	番
(ふりがな) 児童生徒氏名			生年月日	平成・令和	年 月 日 生
保護者氏名			記入日	令和	年 月 日

1 今までにアレルギー症状がでた食品は何ですか?

原因食品名



2 医師から食物アレルギーであるという診断を受けたことがありますか?
いずれかに○を付けてください。また、それはいつ頃でしたか?

ア 診断を受けたことがある → 質問3へ
(嵩頃)

イ 診断は受けていない → 質問4へ



3 その時、原因食品の除去は指示されましたか?

ア 指示された内容



イ 指示されていない

4 現在の状況に○を付けてください。

ア 現在も受診しており以下の食品を除去している

ウ 現在は特に配慮していない

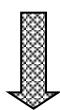
イ 現在は受診していないが以下の食品を除去している

↓
質問は以上で終了です

ア、イに○をつけた方は食品名をお書きください。



ア、イを選んだ方は、裏面へお進みください。



5 ご家庭ではどのように対処していますか?

いずれかに○を付けてください。

- ア 全く食べさせていない
- イ 加工食品等わずかに入っているものだけ食べさせている
- ウ 本人の判断にまかせている
- エ その他

6 原因食品を食べることによってどんな症状がでるか、具体的にご記入ください。

7 学校給食で該当食品の対応食（除去食または代替食）を希望しますか？

●対応する食品（12品目）

卵、乳、えび、かに、いか、オレンジ、ごま、さけ、さば、バナナ、もも、りんご

●対応しない食品（16品目）

- ① アーモンド、そば、あわび、いくら、マカダミアナッツ、落花生
カシューナッツ、キウイフルーツ、くるみ、やまいも

※対応しない理由：給食では使用しない食品のため

- ② 小麦、大豆、ゼラチン、牛肉、鶏肉、豚肉
※対応しない理由：食品が多岐にわたるため

ア 希望する

イ 希望しない

⇒除去食または代替食は医師の判断、指導の下で対応することになりますので、

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出が必要となります。

その際は改めてご相談させていただきます。また、現状の設備ではやむを得ず
ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

8 7で対応食を希望しないと回答された方は、該当する理由を○で囲んでください。

- ア 給食を食べないから（弁当持参等）
- イ 本人の判断で少量なら食べられるから
- ウ 献立表などを本人が確認し、該当食品を本人が取り除いて食べるから
- エ 該当食品が入った料理は料理ごと食べないから
- オ 給食では対応しない食品だから
- カ その他

面談記録票 (学校名 :)

面談日時	令和 年 月 日 時 分～		
児童生徒名	年 組	保護者名	
面談担当者	・校長 () ・学級担任 () ・養護教諭 () ・給食主任 () ・その他の教職員 () ・給食センター職員 ()		

1 食物アレルギーを起こす原因食品の確認及び症状

食 品 名	微量で反応があるか	加熱の有無	加工食品・調味料に含まれる微量の食品	食べた場合の症状
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他	

2 アナフィラキシーショックの有無

あり→ [・回数 回 (時期 年 月)]

[・原因]

なし

3 運動で食物アレルギーの症状を発症した経験の有無

あり→ 食事との関連あり 食事との関連なし わからない

なし

4 過去に除去を行っていたが現在は完全に食べられるようになった食品の有無

あり→ 食品名

なし

5 発症の経過や家庭・学校（幼稚園・保育園）での対応の確認

※新小学・義務教育1年生、新中学1年生、新義務教育7年生及び新規発症、転入の児童生徒のみ

＜発症の経過・家庭での対応＞

＜今までの対応＞（幼稚園・保育園・小、中及び義務教育学校）

除去食 代替食 弁当持参
 その他（ ）

6 学校生活における注意点・配慮事項（給食当番・委員会・校外学習・宿泊を伴う活動・調理実習等）**7 現在、アレルギー疾患のために使用している薬の有無**

		日常時	緊急時
内服薬	薬品名		
外用薬	薬品名		
吸入薬	薬品名		
注射薬	薬品名		
その他	薬品名		

＜薬の取り扱いについて＞

8 アレルギー症状を起こしたときの対応方法の確認

薬を服用させる エピペン[®]を使用する 発疹やじんましんが出たら薬を塗る
 保護者に連絡する 症状に応じて救急搬送する
 かかりつけの病院に連絡する その他（ ）

9 その他の確認事項

- (1) 学校生活管理指導表にてアナフィラキシーありの診断を受けた児童生徒：消防署へ「学校生活管理指導表」のコピーを事前に提供することについて 同意する 同意しない
- (2) 救急搬送の際に「学校生活管理指導表」のコピーを救急隊及び受入先の病院に提供することについて 同意する 同意しない

食物アレルギー個人記録調査票

秘

様式3

ふりがな 氏名 平成・令和 年 月 日生		保護者氏名						
		住 所						
		電 話						
小・義務教育学校名		学年	1	2	3	4	5	6
		担任印						
中・義務教育学校名		学年	1・7	2・8	3・9			
		担任印						
記入日	年 月 日		年 月 日					
診断書	年 月 日		年 月 日					
主治医				変更(年 月 日)				
	病院名				病院名			
医師名				医師名				
原因食品 症状・頻度※	原因食品	症状	頻度	原因食品	症状	頻度		
※ ①必ず出る ②ほとんど出る ③時々出る								
アナフィラキシー	(有・無)最近出た日を記入(年 月 日)変更(年 月 日)							
	症状() () ()							
緊急時の 処方薬	有・無							
	<input type="checkbox"/> 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)							
	<input type="checkbox"/> アドレナリン自己注射(エピペン)							
<input type="checkbox"/> その他()								
緊急時の 対応								

緊急連絡先

連絡順位	氏 名	続柄	電話番号	連絡先 (○をつけてください)
1				自宅・職場・携帯
2				自宅・職場・携帯
3				自宅・職場・携帯

緊急時医療連絡先

連絡順位	医療機関名	電話番号	担当医	診療科
1				
2				
3				

個人記錄調查票(裏面)

家庭における食事療法の実施			
服薬等	(年月日)	変更(年月日)	
	薬名	薬名	
	飲み方等	飲み方等	
調理実習、校外学習における配慮点			

学校給食における面談及び発症事例等の記録

様式4

食物アレルギー対応食同意書

令和 年 月 日

佐野市教育委員会 教育長 様
佐野市立 学校長 様保護者氏名

医師の診断により、食物アレルギーと診断されました。

つきましては、学校給食において、アレルギー食の対応を実施くださるようお願いします。

なお、実施にあたり、下記の内容について、佐野市立 学校給食センターの説明を受け同意します。

(フリガナ) 児童生徒氏名	年 組	生年 月日	平成・令和 (歳)	年 月 日
------------------	-----	----------	--------------	-------

対応開始月

対応内容

※児童（生徒）の症状に変更があった場合や、学校での対応を変更する場合には、保護者と学校が協議の上、その都度同意書を提出します。

受付日 令和 年 月 日

学校長	給食主任	養護教諭	学級担任

受付日 令和 年 月 日

教育長	教育部長	学校管理課長	所長	栄養教諭 学校栄養職員

月 食物アレルギー献立対応予定表

佐野市立 学校 年 組 名前

● 記入上の留意点について

- ① 別紙「アレルギー詳細献立表」で必ずアレルゲンを確認し、記入してください。

② 対象のアレルゲンが含まれる献立には×印を、対象のアレルゲンが含まれない献立には○印をつけてください。すべての献立に必ずどちらかをつけてください。

※ 「少量可」や「体調がよければ可」といった対応はしませんので、少量でも対象のアレルゲンが含まれる場合は、対応献立を選んでください。

※ 献立の選択理由は、あくまで学校生活管理指導表に記載のあるアレルゲンを対象とします。(好き嫌いなどの理由での選択はしないでください。)

③ ★印は、献立名は基本献立と同じでも、アレルギー対応の献立になっています。

日	曜	基本献立	アレルギー対応献立	対象のアレルゲン	対応食に使用する食材 (アレルゲン)	備考 (家から持参する場合や連絡事項を記入)

佐野市立 学校 年 組 名前

日	曜	基本献立	アレルギー対応献立	対象のアレルゲン	対応食に使用する食材 (アレルゲン)	備考 (家から持参する場合や連絡事項を記入)

様式 6

食物アレルギー対応食承諾書

令和 年 月 日

佐野市立 学校長 様
佐野市立 学校給食センター所長 様保護者氏名児童・生徒氏名学校 年 組

月分 アレルギー対応食は、別紙献立対応予定表のとおり承諾します。

※変更又は注意点がありましたらご記入ください。

※保護者の方は 月 日までに学校に提出してください。

受付日 令和 年 月 日

学校長	給食主任	養護教諭	学級担任

受付日 令和 年 月 日

所長	栄養教諭 学校栄養職員

秘

食物アレルギーによる緊急時の対応【例】

○○立○○○学校

衣服や体にアレルギー源の
食物が付いてしまった。

服や体に付いたアレルギー源を拭取り、手を良く洗わせる。

かゆみがある場合は、(かゆみ止め)を塗る。

職員室で保管する薬

- エピペン®
- (抗ヒスタミン剤)
- (ステロイド剤)

保健室の冷蔵庫(一番下)

- (かゆみ止め)
- ※(薬品名)を示しておくとよい

アレルギー食物を食べてしまった場合

↓
薬が飲める状態

- 腹痛 ○顔色が青白い
- 頭が痛い

・安静にする・衣服をゆるめる
・一口水を飲ませて様子を見る

水が
飲める

・咳込み・息苦しい
・水が飲めない

・(抗ヒスタミン剤)
・(ステロイド剤)を飲ませて
保護者へ連絡する。

↓

薬が飲めない状態

- ぐったりしている
- 顔色が黒ずんでいる
- 呼吸困難 ○じんましん等

アナフィラキシーショック

5分以内
に判断

- ①母携帯
②自宅
③父携帯

救急車の要請

119

アドレナリン自己
注射薬が処方され
ている場合そのこ
とを伝える

①エピペン®の用意

- 安全キャップを外す。
- エピペン®を注射する。
・ズボンの上からでもOK
・太ももに真直ぐ押し付け
「10」数える。

★かかりつけ医療機関

○○大学・○○病院・○○医院 等
小児科 ○○先生
(不在時、○○先生)

カルテ No.

(先生、先生共に不在時は、
小児科の他の先生に対応してもらう。)

病院へ搬送

食物アレルギー対応食解除届 (全解除・一部解除)

令和 年 月 日

佐野市教育委員会 教育長 様
佐野市立 学校長 様保護者氏名

下記の理由により食物アレルギー対応食を 月より解除したいので、届出いたします。

学年・クラス	年 組
児童・生徒氏名	
生年月日	平成・令和 年 月 日
今まで除去対応していた食品	
今後の対応内容	<input type="checkbox"/> 通常の給食を食べる <input type="checkbox"/> 継続対応あり () <input type="checkbox"/> 弁当持参

医師記入欄	医師の指示内容	
	医療機関名 所在地 電話	令和 年 月 日 医師名 印

※今後の対応内容が「弁当持参」の場合は、上記医師の記入は必要ありません。

受付日 令和 年 月 日

学校長	給食主任	養護教諭	学級担任

受付日 令和 年 月 日

教育長	教育部長	学校管理課長	所長	栄養教諭 学校栄養職員

様式9

(※学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載をお願いする医療機関等へお渡しください)

医師 各位

佐野市教育委員会教育長

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」における食物アレルギーの記載について

日頃より、学校給食の運営につきましてご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、佐野市の学校給食における食物アレルギーの対応につきましては、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に記載されたアレルゲンに対して対応を行っております。つきましては、「学校生活管理表（アレルギー疾患用）」に、対象児童生徒の、学校給食において対応が必要なアレルゲンを漏れなく記載してくださいますようお願い申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、学校給食における食物アレルギー事故等を防止するため、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※裏面に記載方法がありますので、参考にしていただき、記入漏れのないようご協力お願いいたします。

佐野市教育委員会
学校管理課 学校管理係
TEL：20-3051

学校生活管理指導表について

本表は、学校の生活においてアレルギー疾患（食物アレルギー、アナフィラキシー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎）について特別な配慮や管理が必要な児童生徒について、正しい診断に基づいて医師が作成するものです。学校の生活において特別な配慮や管理が必要な児童生徒については学校への提出は不要です。なお、学校の実状に応じて具体的な対応は学校が決めるに留意してください。各疾患の記入方法の詳細については「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の各疾患の解説をご確認ください。

本表は大きな変化がない場合、1年間を通じて使用しますので、現在の状況および、今後1年間を通じて予測される状況を記載してください。

学校生活管理指導表の記載方法

- ① 疾患名のところの（あり・なし）欄に当該疾患の有無について○をつけ、「あり」の場合、下位項目のそれぞれへの記入をお願いします。
- ② 「病型・治療」欄
当該疾患の原因や症状、服用中の薬など、現在の状況を記入してください。
- ③ 「学校生活上の留意点」欄
学校生活における管理・配慮が必要な場合には「管理必要」に○をし、その内容について自由記述欄に記入してください。
- ④ 「緊急連絡先」欄の医療機関は、アナフィラキシーや重症のぜん息発作等が起こった場合の緊急時の連絡先として、必要と考えられる児童生徒等に関する地域の救急医療機関等を記入することと考えられます。必要に応じて保護者、学校と相談して記入してください。
- ⑤ 記載した日付、医師名および医療機関名を記入してください。

公益財団法人日本学校保健会 作成

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」活用のしおり～主治医用～より抜粋」

※食物アレルギー欄内

F その他の配慮・管理事項の欄「コンタミ（製造ラインや共有皿の使用）について」

佐野市では、栃木県の学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルに基づき、コンタミネーションについての記入をお願いしております。コンタミネーションへの配慮の有無について記入してください。なお、コンタミネーションへの配慮が必要な場合は、安全な給食提供が困難なため、食物アレルギー対応食及び、学校給食の提供はできませんので、記入の際は十分にご留意ください。

佐野市教育委員会教育長 様

(学校管理課扱い)

食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書

本校で発生した食物アレルギー対応におけるヒヤリハット事例について、以下のとおり報告します。

学校名

記入者	職名			氏名	
発生日時	年 月 日 時頃				
該当者 ※氏名は不要	学年	年	食物アレルギー の届出	<input type="checkbox"/> あり (アレルゲン :) <input type="checkbox"/> なし	
発生場面	<input type="checkbox"/> 給食時 <input type="checkbox"/> 授業中 <input type="checkbox"/> 校外学習 <input type="checkbox"/> その他 ()				
概要	※いつ、どこで、何が、どうなったか、どう対応したか客観的事実を記入				

※佐野市教育委員会学校管理課へご提出をお願いいたします。

様式 1 1

年 月 日

佐野市立 学校長
様

佐野市立 学校長
○○ ○○

(マイチャレンジ等来校理由を記入) に関する食物アレルギー対応について

日頃より大変お世話になっております。

さて、(マイチャレンジ等来校理由を記入) で貴校へ来校させていただく児童生徒の食物アレルギー対応について御連絡いたします。御手数をおかけいたしますが、御対応をお願いいたします。

児童生徒名

該当のアレルゲン ()

来校日	貴校の給食を喫食	食物アレルギー対応のため弁当持参
／ ()		
／ ()		
／ ()		

参 考 资 料

就学時健康診断保健調査票

この調査票は、お子さんの健康状態を知る大切な資料となります。記入された内容については機密事項として扱いますので、できるだけ正確にご記入の上、当日必ずお持ちください。

ふりがな		性別	電話番号① ()
就学予定者名		男女	電話番号② ()
保護者氏名 (世帯主)	(お子様との関係)	園名	
<p>1 今までにかかった病気がありましたら、病名に <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 麻疹（はしか） <input type="checkbox"/> 風疹（三日はしか） <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） <input type="checkbox"/> 水痘（みずぼうそう） <input type="checkbox"/> ぜんそく <input type="checkbox"/> 川崎病 <input type="checkbox"/> ひきつけ <input type="checkbox"/> 心臓病 <input type="checkbox"/> 腎臓病 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>			
<p>2 アレルギー体質ですか。【 はい いいえ 】</p> <p>↓ 「はい」の方は該当するアレルギーに <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。</p> <p><input type="checkbox"/> アレルギー性鼻炎 <input type="checkbox"/> アレルギー性結膜炎 <input type="checkbox"/> アトピー性皮膚炎 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（食品名） <input type="checkbox"/> その他のアレルギー（ ）</p>			
<p>3 現在、医師に診てもらっている病気がありましたらご記入ください。</p> <p>・病名（ ）・手術（済・未） *済の場合（平成・令和 年 月） ・薬の服用（有・無） *有の場合：薬品名（ ） 服用方法（ ）</p>			
<p>4 ・見えにくい様子はありますか。【 はい いいえ 】 ・聞き取りにくい様子はありますか。【 はい いいえ 】 ・話し方（言葉・発音）で気になることがありますか。【 はい いいえ 】</p>			
<p>5 体や心の健康および行動のことで、学校へ知らせておいた方がよいと思われることがありましたらご記入ください。詳しくは面談の際にお話しください。</p>			

*内科・歯科検診で医師に相談したいことがありましたら、その場でお尋ねください。

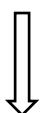
アレルギー疾患調査票

学年 組	年 組 番
ふりがな 児童生徒氏名	
保護者氏名	
保護者連絡先	電話

1 お子さんは、アレルギー疾患がありますか。いずれかに○を付けてください。

ある

ない



調査は終了です。ありがとうございました。

- (1) 食物アレルギー [食品名]
 (2) 気管支ぜんそく [原因]
 (3) アトピー性皮膚炎 [原因]
 (4) アレルギー性結膜炎 [原因]
 (5) アレルギー性鼻炎 [原因]
 (6) アナフィラキシー [原因]
 (7) その他のアレルギーとその原因
 ()

アレルギーの原因となる食品や物質については、現在分かっている範囲の回答で結構です。

※食物アレルギーがあると、回答したお子さんについては、詳細に把握させていただくため、後日「食物アレルギー調査票」を配布いたします。



上記 (1) ~ (7) に回答した場合、以下の質問にも回答してください。

2 学校生活管理指導表について、() 内のいずれかに○を付けてください。

() 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の配布を希望します。

() 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の配布は希望しません。

※食物アレルギーがあり、学校給食で対応食(除去食または代替食)を希望するお子さんは、「学校生活管理指導表」が必要となります。

(ただし、佐野市の給食では、「アーモンド・そば・あわび・いくら・マカダミアナッツ・落花生・カシューナッツ・キウイフルーツ・くるみ・やまいも」は提供しませんので御承知おきください。)

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

アナフィラキシー 食物アレルギー	病型・治療			学校生活上の留意点		★保護者 電話 : ★連絡医療機関 医療機関名 : 電話 : 記載日 年 月 日 医師名 印		
	A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー			■ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要				
	B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（） 5. 医薬品（） 6. その他（）			■ 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要				
	C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 【除去根拠】 該当するもの全てを《 》内に記載 2. 牛乳・乳製品 《 》 ①明らかな症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性 3. 小麦 《 》 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取 4. ソバ 《 》 () に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ 《 》 6. 甲殻類 《 》 (すべて・エビ・カニ) 7. 木の実類 《 》 (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) 8. 果物類 《 》 () 9. 魚類 《 》 () 10. 肉類 《 》 () 11. その他1 《 》 () 12. その他2 《 》 ()			■ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要				
	D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要			E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス				
	F その他の配慮・管理事項(自由記述)			コンタミ(製造ラインや共用皿の使用)について 1. 配慮不要 2. 配慮必要				
	G 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他()							
	気管支ぜん息	病型・治療			学校生活上の留意点		★保護者 電話 : ★連絡医療機関 医療機関名 : 電話 : 記載日 年 月 日 医師名 印	
		A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良			■ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要			
		B-1 長期管理薬（吸入） 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () ()			■ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要			
		B-2 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 ()			■ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要			
		B-3 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤 ()			■ その他の配慮・管理事項(自由記述)			
D 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()								

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

	病型・治療			学校生活上の留意点		記載日 年 月 日 医師名 印
	A 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変			A ブール指導及び長時間の紫外線での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要		
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック [®] 」) 3. 保湿剤 4. その他 ()	B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 ()	B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤 ()	D その他の配慮・管理事項(自由記述)		
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ()			A ブール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		記載日 年 月 日 医師名 印
	B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()			C その他の配慮・管理事項 (自由記載)		医療機関名
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、 夏、 秋、 冬			A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B その他の配慮・管理事項 (自由記載)		記載日 年 月 日 医師名 印
	B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法（ダニ・スギ） 4. その他 ()					医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

ワンポイント「エピペン®」について

1) 開発の経緯

血圧が下がり、意識障害などが見られるいわゆる「ショック」の状態にある患者の救命率は、アドレナリンを30分以内に投与できるか否かで大きく異なります。アナフィラキシーショックは屋外などでの発症が多く、速やかに医療機関を受診することができないことが多いため、アドレナリン自己注射薬「エピペン®」が開発されました。

2) アドレナリンの作用

アドレナリンはもともと人の副腎から分泌されるホルモンで、主に心臓の働きを強めたり、末梢の血管を収縮させたりして血圧を上げる作用があります。エピペン®はこのアドレナリンを注射の形で投与できるようにしたものです。

3) 副作用

副作用としては効果の裏返しとして血圧上昇や心拍数増加に伴う症状（動悸、頭痛、振せん、高血圧）が考えられます。動脈硬化や高血圧が進行している高齢者などでは脳血管障害や心筋梗塞などの副作用も起こりますが、一般的な小児では副作用は軽微であると考えられます。

4) 「エピペン®」の使用について

「エピペン®」は本人もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは医師から処方される際に十分な指導を受けています。

投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされています。

アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によっては児童生徒等が自己注射できない場合も考えられます。「エピペン®」の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者（本人と家族以外の者である第3者）が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒等に代わって注射することは、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむを得ず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないと考えられます。



「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」《令和元年度改定版》
(公益財団法人日本学校保健会) P36, 37より転載

【エピペン®のしくみ】



【エピペン®の使い方 —アナフィラキシーがあらわれたら—】

STEP 1 準備

携帯用ケースのカバーキャップを指で開け、エピペン®を取り出します。オレンジ色のニードル(針)カバーを下に向けて、エピペン®のまん中で利き手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外し、ロックを解除します。



STEP 2 注射

エピペン®を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードル(針)カバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付けます。太ももに押し付けたまま数秒間待ちます。エピペン®を太ももから抜き取ります。



STEP 3 確認

注射後、オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びているかどうかを確認します。ニードル(針)カバーが伸びていれば注射は完了です(針はニードルカバー内にあります)。



STEP 4 片付け

使用済みのエピペン®は、オレンジ色のニードル(針)カバー側から携帯用ケースに戻します。



★誤注射を避けるための正しい持ち方

- オレンジ色のニードル(針)カバーの先端に指などを押し当てると、針が出て危険です。絶対に行わないでください。
- 危険ですので絶対に分解しないでください。
- もしも、誤ったところにエピペン®を使用してしまったら、直ちに最寄りの医療機関を受診してください。

